

【国税の取扱いとの比較】

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い （法人税・所得税）
賦課計算の基準日	賦課期日（1月1日）	決算期日
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法 （固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる）	一般の資産は定率法・定額法の選択制度
前年中に新規取得した資産の償却方法	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認められない	認められる
即時償却・特別償却・割増償却	認められない	認められる
増加償却	認められる ※税務署長への届出書の写しが必要	認められる
短縮耐用年数の適用	認められる ※国税局長の承認書の写し又は届出書の写しが必要	認められる
改良費の評価方法	本体と区分して評価	本体と合算して評価
簿外資産	事業の用に供していれば課税	減価償却していない
償却済資産	事業の用に供していれば課税	減価償却していない
評価額の最低限度額 （償却可能限度額）	取得価額の5/100 （取替資産及び鉱業用坑道を除く）	備忘価格（1円まで）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能 （法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能 （法人税法施行令第133条の2第1項及び所得税法施行令第139条第1項）
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法等を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能 （租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか）
共有資産	合算し共有者名で申告 （人格を有していない任意の集まり（〇〇利用組合）等の場合は、代表者の方の名前で申告可能）	持分をそれぞれで申告
事業用と私用併用の資産 （個人）	按分せず全額が対象	使用割合を按分